

小平市教育委員会会議録（甲）

— 6 月 定 例 会 —

平成24年6月21日（木）

開 催 日 時 平成24年6月21日（木） 午後2時00分～午後2時48分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長
森井良子委員長職務代理者
高槻成紀委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
滝澤文夫教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
赤坂慶太学務課長補佐
板谷扇一郎学校給食センター所長
森田恒明指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
屋敷元信中央公民館長
松原悦子中央図書館長
仙北谷仁策教育部参事
佐藤晴美指導主事

書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会6月定例会を開催いたします。

なお、本日は山田委員からご都合により、ご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は高槻委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（８）及び、議案第９号から第１２号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第５６回定期総会について。私から説明いたします。資料No.1をご覧ください。

５月２４日木曜日、午後２時より東京自治会館において、総会が開催されました。教育長、森井委員長職務代理、高槻委員、私、それから滝澤教育庶務課長で出席をいたしました。

４月２７日の理事会で決定され、承認されました平成２３年度事業報告、歳入歳出決算などが承認されました。平成２４年度事業計画、予算も滞りなく承認されました。また、表彰式も行われました。なお、先月の定例会でも報告しましたとおり、今年度より会長を西東京市委員長、副会長を八王子市教育委員長、檜原村教育委員長が務められることにつきましても承認されました。

以上で委員長報告事項を終了いたします。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）市議会６月定例会について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（１）市議会６月定例会についてを報告いたします。

市議会６月定例会は、６月５日から２９日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って報告いたします。資料No.2をご覧ください。

6月6日から8日までの3日間には一般質問がございました。26人の議員から63件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、19件でございます。

これらの内容につきましては、資料をご確認ください。12日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成24年度小平市一般会計補正予算（第1号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌13日には生活文教委員会が開催され、「特別支援教育について」の所管事務調査が行われました。

なお、6月29日の本会議最終日にて、補正予算の議決がなされる予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（2）平成23年度中学校給食費会計収支報告について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）平成23年度中学校給食費会計収支報告についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

本件は、6月4日に3名の監査委員により「平成23年度中学校給食費会計収支決算書」と諸帳簿及び証拠書類等を監査していただき、承認されたものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（3）萩山公園プール及び東部公園プールの一般開放について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）萩山公園及び東部公園プールの一般開放について、ご説明いたします。

資料No.4をご覧ください。

今年度のプール開始は、両プールとも7月14日土曜日で、萩山公園プールは9月2日日曜日までの51日間、東部公園プールは9月9日日曜日までの58日間を一般開放いたします。

開設時間は、萩山公園プールが午前9時30分から午後5時まで、東部公園プールが午前9時30分から午後5時30分までとなっております。

なお、7月17日火曜日から20日金曜日まで、及び東部公園プールの9月3日月曜日から7日金曜日までは午後1時からの開設となります。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（４）小平市立図書館の臨時休館について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）小平市立図書館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

図書館情報総合管理システムの更新及び図書館資料の点検・整理のために、平成24年9月20日から9月30日まで図書館を臨時休館いたします。

現在使用している図書館システムの契約期間が、平成24年9月30日で満了することから、公募型プロポーザル方式により新しいシステムを選定いたしました。休館期間中にシステムの設計、データの移行作業、機器類の入れ替え、職員の操作研修などを行うことから、全館一斉に休館いたします。また、この期間に毎年6月に実施しております蔵書点検をあわせて行います。

なお、市民の皆様へは、8月5日号、9月5日号の市報、市及び図書館のホームページ、チラシ、ポスターなどで周知いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（５）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（５）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、金5千円を、匿名希望の個人様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金10万円を、鈴木タミエ様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

今回、報告いたしますのは、4件で、いずれも例年、もしくは過去にも承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（5月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（5月分）について報告いたします。

5月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは事故報告Ⅰ、平成24年5月分につきまして、資料No.8に基づきご説明いたします。

まず交通事故につきましては、小学校で1件、中学校で1件、発生しております。

また、本日一般事故について小学校で11件、中学校で9件という例月に比べて多くの報告をしなければならなくなりました。

特徴としましては、授業時間中の安全確保に関する問題点、これは体育の授業に限らないという点があげられます。また、休み時間の安全管理については、これまで度々注意をしているところですし、各学校でも対応しているところですが、さまざまな事故が起きております。部活動の事故では、1年生に限らず、事故が起きているというところも、今月は顕著なところかと思っております。

それでは本日は一般事故の中から、3点ほどご説明したいと思っております。

まず、小学校の④でございます。小学校2年生男子児童です。もう5時間目が始まろうという昼休みの終わりの時間帯で、人が非常に交錯する昇降口での事故です。そこで小学校2年生の男子と上級生がぶつかったというというもので、小学2年生の児童の右の頭部と上級生の肘が接触しております。この日の5時間目、その児童は保健室で休養いたしました。そして、養護教諭から担任に引き継ぎをしまして、下校させたということです。

ただ、ここにも記してありますように、下校後自宅で嘔吐をしたことについて保護者の方は、腹痛などおなかの方の問題ではないかと思ひ、様子を見ていたということです。ところがその後、担任から、その日の事故について連絡が入り、保護者は今起こっていることについての判断が全く変わったということで、すぐ外科を診察しています。

外科を受診した結果、公立昭和病院への転送が必要ということで、対応が大きくなりました。診断の結果、急性硬膜外血腫ということで、6日間の入院をしております。幸い既に退院いたしまして、翌日から登校し、元気に生活を送れているということです。この当時の養護教諭及び担

任、または管理職の判断等も含めまして、総合的に課題が残っていると考えております。

6日間の入院となる一大事で、また硬膜外血腫ということで、一命にかかわる診断でもありますので、よく回復してくれたと思わずにはられません。

続きまして、小学校⑧、小学校1年生女子の事故です。体育の授業中にリレーの練習の一環として行われた「ねことねずみ」という鬼遊びの中で、勢い余って体育館のステージのへりに自分の口と顔面をぶつけてしまったというものです。足がもつれて倒れ込んだ形で、その結果、唇の下を切ってしまいまして、口の内側を4針、外側を2針縫うけがになっております。貫通しているわけではないのですが、内側が歯との接触、外側は体育館のへりとの接触ということで、それぞれを縫うけがに至っております。この辺も安全管理について、何らかの配慮が必要であったようにも思います。

続きまして、中学校の⑭になります。これは中学校2年生女子生徒が、理科の化学反応の授業中に火傷を負ったものでございます。燃焼の単限のなかで、教員がエタノールの燃焼を実演した際に起こった事故です。どういうことをやったかといいますと、ノズルを変えると直線になったり、霧状になったりするような、レバーを引くと射出されるタイプの噴霧器にエタノールを入れ、手前にガスバーナーを持ちました。そして火を起こし、そのアルコールを噴霧すると、火の玉ができるわけです。それを燃焼の授業のきっかけづくりにしようというものだったようなのですが、極めて危険であったと思います。また、一般教室で行われている授業でもあります。

詳細について事情聴取も行いましたし、報告も上げておりますが、安全管理について、くれぐれも注意を高めていきたいと思っております。

生徒の方向は向いておりませんでしたでしたが、アルコールの一つの塊が生徒の腕に飛んでしまい、ブラウスがこげています。その時は水で冷やさないという指示をしたのですけれども、その後、時間がたってから痛みが出てきたということです。本人及び保護者等への説明や謝罪については十分なされておりますので、一定の収束は見られておりますけれども、重大な事故につながるということで、厳重に注意をいたしております。校長会議でも既に厳しく注意をいたしました。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○森井委員

平成23年度中学校給食費会計収支決算書が資料として配られていますけれども、前年と同じく、未収入額が多いように感じます。例年と比べてどうなのか、また回収に関してはご尽力いただいていると思いますが、現在の状況を教えていただきたいと思っております。

○板谷学校給食センター所長

給食費の現年度の収入につきましては、昨年度と比較すると、昨年度の方が収入が多くなっております。未収入額の合計が667万7,990円でございますが、前年度が697万5,641円ということで、29万7,000円減っております。

それから、給食費につきましては、前年度比で、173万7,537円増えてございます。こちらにつきましては、過年度の増えた分、及び生徒数の増加等の要因があるかと思えます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。

ほかに教育長報告事項につきまして、ご質問ございませんか。

○高槻委員

12ページにあります市議会の質問の中の国旗と国歌のことについてですが、今学校では、国歌や国旗について、何年生のときから、どういう形で教えているのかというのを教えていただきたいと思えます。

○内野教育部理事

国旗及び国歌の実施についてということですが、小学校1年生から学習指導要領に位置づけられておまして、例えば儀式的な行事においては、厳粛かつ清新な気分を味わわせ、その行事の意義を理解させるということで、国歌を斉唱したり、あるいは国旗を掲揚したりということが小学校1年生から行われております。

また、音楽の学習では、小学校1年生から小学校6年生まですべての学年でいつでも歌えるようにということで、国歌の学習を行っております。

また、国旗については、社会科の学習等でも取り扱うこともございますし、儀式的行事としての入学式では、小学校1年生から取り扱っております。

○高槻委員

わかりました。ありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかにご質問ございませんか。

○森井委員

公園プールの一般開放ですが、萩山公園プールと東部公園プールの開催の時期が違いますが、1週間ずれているのはどうしてなのでしょう。

○小島体育課長

当初は、両プール共に同じ日で一般開放しておりましたが、東部公園プールは利用者も多く、また要望もあったことから、萩山公園プールよりも1週間ほど長く開放期間を設定してございます。

○伊藤委員長

関連で、プールでの事故が他市で起きてから年数が経ちましたが、プールの底など、例年の点検はいつ行われているのでしょうか。

○小島体育課長

流れるプールの塗装工事や起流装置吸い込み口の改修等を、平成22年に行いました。またプールの点検は毎年行っておりますので、安全性には問題ないものと考えております。

○伊藤委員長

ほかにご質問ございませんか。

本来、先月の定例会で確認させていただきべきだったと存じますけれども、議会でも二、三、出ておりますが、通学路について確認させていただきたいと思います。

通学路については、改めて毎年どのように点検、調査が行われているのでしょうか。それが一つと、それから4月の京都府亀岡市の事故等を受けて、文科省から緊急通知があったという報道もございました。それがいつ届いて、小平市ではいつ全体の一斉調査が行われて、その結果はどうであったか。その2点をまずお伺いしたいと存じます。

○鶴巻学務課長

では2点について、お答えしたいと思います。今回の合同点検ですけれども、本年4月、登校中の児童が犠牲になる交通事故が相次いだことから、通学路の交通安全を確保するために文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して、緊急合同点検を実施することになりました。文部科学省の通知は5月30日付で、これを受けて東京都教育庁が各区市町村へ通知したのが、6月1日付でございます。小平では各小学校に6月6日付で通知しております。

この合同点検の実施内容は二つありまして、一点目が学校による通学路の危険箇所の抽出です。学校は保護者等の協力を得て、通学路の点検を実施し、交通安全の観点から、危険があると認められる箇所を抽出して教育委員会に報告します。

学務課では、毎年各学校に通学路の指定、及び危険箇所の調査を依頼しております。本年度も5月31日までに提出いただいておりますので、危険箇所の抽出につきましては、全校において既に実施済みでございます。

2点目として、合同点検の実施でございますけれども、学校からの報告を受けて、市町村教育委員会は学校、保護者、道路管理者、及び地元警察署、また地域の方も参加していただいて、合

同点検を実施するというところでございます。

それにより、対策案を検討して、それを実施していくというところでございます。これにつきましては、例年、小平市では交通対策課が通学路合同点検を実施しているところでございます。今年度10校が申し込んでおりまして、4校が既に実施済みでございます。したがって、残りの学校につきましては、追加の実施を学校に依頼しておりまして、申し込みによりまして、今後、小平市警察署等と調整した上で、点検を実施していきたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。まず合同点検というのは、意向があって、要望した学校に対して行われるものですよね。それから調査票を提出するに当たってベースとなるのが、すべての学校で毎年必ず行われている教職員による通学路の点検、調査ということになるかと思えます。毎年4月に行われていると思いますが、合同点検に対する要望や、意向を出す、その判断、それは学校長にゆだねられていると思えます。この点でも学校長の責任も重大だと思えます。その点検調査を現場とする教員、そして学校長の危険度の認識、そういったものも重要になってくると思えます。

それで、毎年のことですから、見なれたところもある一方で、やはり交通事情というのはいろいろな要素が絡まって変化してくることも考えられます。他地区から転入してきた先生方にとっては地域、保護者の方のご協力も欠くことのできないものかと思えますけれども、一番基礎となる調査、点検を担っている教員に対しての何か、研修とまではいかななくても、通学路を点検調査する上で、こういったところに留意する必要があるなど、現場への支援といった観点で、教育委員会から何か助言しておられるでしょうか。

○鶴巻学務課長

5月末までに学校から危険箇所を届けていただいているわけですが、それを見ますと、前年とそれほど変わっていないところも見受けられますので、そういうところについては再度十分学校で調査したのかどうかを確認し、調査は教員だけではなく、保護者と一緒に調べることが基本であることを伝えていきます。また、各学校の要望には関係機関による対応案を回答していますので昨年度と同様の要望がある場合は、最新の情報に基づいて具体的に書いてもらうように、各学校に指導しているところでございます。

以上です。

○関口教育部長

若干補足させていただきます。委員長がご指摘のとおり、例年同じような時期に点検しております。それぞれの学校において危険箇所をある程度把握し、注意して点検していると認識しております。

ただ、例年行事の一環として、漫然と点検するのではなくて、今後、留意点をこちらの方では指示していきたいと思います。例えば、できる限り児童の登下校の時間帯にあわせて、車や人の流れの状況を把握したり、子どもの目の高さ、視野を意識しながら点検したり、学校ごとにテーマを決めて点検をしていきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ぜひ、よろしく願いいたします。

ほかにご質問ございますか。

○高槻委員

事故報告の中で燃焼の実験について質問します。実験室でないところで実験したということですか。

○内野教育部理事

実験ですので、本来は理科室で行うべきものですが、これは一般教室で行われております。

以上でございます。

○高槻委員

教科書だけで理解できないことがあるので、なるべく実験で体験をさせるということが大事です。こういうことがあると、消極的になって、実験をあまりしない方が安全だというふうになるのもよくないことです。体験をさせるということは積極的に、しかし事故は未然に防ぐということが大切です。ですから、十分な体制で適切な場所、適切な状況をつくって実験をさせ、安全をあまりにも重んじることで消極的にならないようにお願いします。

○伊藤委員長

この件に関しては私からも質問ですが、私はこれを読んだときに、理事がご説明したような状況ではなく例えば砂糖とエタノールを燃やすとか、その場合にエタノールの量は適切だったのかどうかということを考えたのですが、お聞きしたら、炎に向かってということでした。

その実験というのは、私どもも教科書採択のときにこの項目には目を通してはいるわけですが、必要の実験だったのでしょうか。あるいは、必要不可欠な実験をした上で、より興味を喚起させたいということで、それをやっていたのでしょうか。

○内野教育部理事

化学反応の単元でその日は燃焼の扱いをするということで、試験管の中で何かを燃やすといった授業の計画でした。生徒の興味を高めたいという教員の思いから、物が燃えるということにつ

いて学習をするということで、火を見せたということです。例示としてはわかりやすいかもしれませんが、危険性が高いものですので、指導主事がすぐに学校へ行き対応しました。実験を再現しましたところ、大きな火の塊ができましたが、その魂以外のノズルの端から飛び散った火が、生徒に当たってしまったということです。

教員本人は、安全を確保して行ったつもりかもしれませんが、不測の事態も起こりますし、やはり条件設定として明らかに不適切な実験でした。ですから、高槻委員がおっしゃられるように、実験の重要性について、意味を持たせたいという思いがありつつも、同時に安全の確保がその教員には不足していたということで注意をいたしております。

○伊藤委員長

残念ですね。数年前にもどこの県でしたか、やはりエタノールに関する実験で女子中学生が大火傷を負ったという事故がありました。ただでさえ、エタノールの実験は危険ですので、ぜひ注意喚起をしていただきたいと思います。

高槻委員のおっしゃることも十分大切なことだとは思いますが、そちらも踏まえて周知してもらいたいと思います。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、以上で教育長報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

午後 2 時 3 6 分 休憩